

グラスランの累進的消費税論*

——消費の規範性と担税能力——

山本英子

I はじめに

1760～70年代のフランスで勢力を誇ったフィジオクラートが、土地所有者の純生産物に対する本源的課税が最も理に適っているとする土地単一税を主張していたことは周知であるが、その対抗案として、グラスラン (J.-J.-L. Graslin 1727-90)¹⁾ が1767年に累進的消費税を提言していたことは殆ど知られていない。本稿は、このグラスランの累進的消費税論の論理と意義の検証を試みるものである。

フィジオクラートが主張した土地単一税では、多くの財資力を保有していても土地所有者でなければ課税される根拠がないため、納税者は土地所有者に限定される。その結果として、当時の逼迫した財政を改善する歳入に限度が生じることを懸念したグラスランは、消費の規範性²⁾を担税能力 (des facultés contribables) と結び付けることによって税の公平性を担保する累進的消費税を提案し、歳入の増加を図ろうとしたのであった。

グラスランの累進的消費税論には4つの特徴がある。第1に、各人の所得や財資力は正確な捕捉が困難であったため、所得や財資力の代替として、消費能力がそれらの指標とみなされていること。当時は、特に富者の財資力を客観的かつ正確に捕捉することは制度的にも技術的にも難しく、各々の実際の所得に厳密に即して税を徴収することは不可能であった。さらに、所得税が定率の場合には、高所得者よりも低所得者にとっての可処分所得の方がいっそう深刻に減少することになる一方、所得が高額になるのに比例して高率となる累進税率の場合には、経済活動への意欲が減退する可能性があるという問題点があった。これらを踏まえ、グラスランは消費能力が各々

* 本稿の内容は2018年6月2日の経済学史学会第82回全国大会において行った報告に基づいている。編集委員会及びレフェリー諸氏の有益な御教示に対する謝意をここに記させて頂く。

- 1) Graslinは「グララン」と表記されるべきであるが、本稿では日本国内の先行研究における表記に従い「グラスラン」として示す。
- 2) 人間が享受する消費物についての、生命維持に直接関わる効用の度合と、奢侈性の度合とを併せた概念を、本稿においては「規範性」と呼んでいる。後出の注15を参照。

の所得や財資力に比例するものとし、消費能力と担税能力を関連付けることによって、特に富者の奢侈品購買力に担税能力を見出したのであった。

第2に、消費税の累進性が、主観価値理論の規範的な側面に基づいて提起されていること。担税能力に合わせたグラスランの消費税案では、生存のための質素な必需品には課税せず、必需品を超えて便宜品、奢侈品へと至る消費に対して段階的に税率を高くする累進的な仕組みが提起された。これによって、貧者に税を負担させず、生命維持の必要性から離れた奢侈性の高い消費を行える財資力に応じて消費税を課すことになる。

第3に、高い消費税率が課されたとしても、あるいは、それによって実質所得が減少したとしても、富者は奢侈品消費を減少させないという、いわゆるラチェット効果が想定されていること。累進的消費税論については、ラムゼイ・ルールが示すように、資源配分上では、需要の価格弾力性が高い奢侈品よりも、価格弾力性が低い必需品のような財に対し、相対的に高い税率を課す方が効率的であるという論理が存在する。しかし、グラスランは、富者にとっての奢侈品はプライドを保持するのに欠かせない必需品とみなせるものであり、消費税が課されてもその消費は減少しないと考えた。つまり、累進的消費税における奢侈品への課税は、富者にとっては価格弾力性が低い消費への課税と解釈できるため、ラムゼイ・ルールに反しないのである。

第4に、関税と累進的消費税の効果を併せて歳入増加が図られていること。カンティロン (R. Cantillon 1680?-1734) は、一国家の貨幣量の増減がもたらす繁栄と窮乏の循環を論じたが、グラスランは、カンティロンのこうした貨幣的循環論を受容し、厳しい財政状態にあった当時のフランスが、まさにカンティロンが論じた衰退局面にあると認識していた。しかし、グラスランは、カンティロンの貨幣的循環論には、貨幣過多による衰退局面の徴候に対して、その衰退を回避するために講ずるべき関税政策が欠けていることに着目する。そして、グラスランは、国内で加工生産するための奢侈品の輸入原材料に関税をかけることによって、完成した製品がより高価になったとしても、その高価になった奢侈品への消費税を富者が負担すれば、歳入を増加させることができ、国内加工業も衰退せずに済むと考えたのであった。その際、マブリ (G.B.d'Abbé Mably 1709-85) の奢侈批判を反批判し、マブリが主張する節制では財政再建が不可能であることを説いていた。

これらの特徴を持つグラスランの累進的消費税論は、消費の規範性を消費税の累進性に結びつけ、各人の担税能力に合わせることによって、「公平性のルール (règle de l'équité)」(Graslin [1767] 1911, 164) を担保するものとなっている。その後、スミス (A. Smith 1723-90) によっても、消費税の利点について、各納税者の自由意思に基づいて公平性を担保していること、消費税が確定的であること、そして、支払方法についても好都合であることの3点が挙げられている (Smith [1776] 1976, 895-96 / 訳 263-66) ことから見ても、グラスランが提起した累進的消費税は、スミス以前に明確に表明された消費税論として、さらには、現代にまで続く消費税論の一角を成すものとして、俎上に載せるに足るものである。

このグラスランの累進的課税論は論及される機会が少ないものの、Orain (2006; 2008b; 2010),

Faccarello (2008; 2009), Maherzi (2008) は、物税 (不動産税), 個人税, 間接税 (累進的消費税) の3つにグラスラン自ら大別した彼の税論全体について, それぞれ, モンテスキューの影響やフォルボネとの類似性等に重点を置き俯瞰的に論じている³⁾. しかし, 本稿では, 先行研究とは異なり, グラスランの累進的消費税論を上述の4つの特徴に集約する分析的観点から捉えることで, 消費の規範性と担税能力とを関連付けたグラスランの意図に焦点を当てて検証を行う. まず, 続く第II節では, フィジオクラシーの土地単一税とグラスランの累進的消費税とを比較した後に, 4つの特徴のうち第1から第3の特徴を明らかにする. 続いて, 第3と第4の特徴の関連を取り上げるが, そのために必要なカンティロンの貨幣的循環論とマブリの奢侈批判を, グラスランの意図に沿って第III節に提示する. 第IV節で, カンティロンの貨幣的循環論で欠如していた関税の効果を取り入れることで, グラスランが歳入の増加を図ったことについて論じ, 終節では, 1760年代のフランスにおけるこの累進的消費税論の意義について, その後のスミスの消費税論から見て評する.

II フィジオクラートの土地単一税とグラスランの累進的消費税

ルイ15世時代 (在位1715-74) のフランスは, オーストリア継承戦争 (1740-48) や7年戦争 (1756-63) のための多額の軍事費だけでなく, 愛妾ポンパドゥール夫人の乱費によっても厳しい財政状況にあった. それを支える租税負担の大部分は農民に課せられ, 特権階級である貴族と僧侶は税を免れていた. 財政改善のために間接税やタイユ⁴⁾は増税され, さらに, 10分の1税⁵⁾や20分の1税⁶⁾が課された一方で, 徴税請負人は恣意的な徴収によって利益を得たり, その売官を行ったりもしていた⁷⁾. こうした徴税の実態を懸念したケネー (F. Quesnay, 1694-1774) は, 「小作人論」(1756) や「穀物論」(1757), そして「租税論」(1758?) で担税能力に応じて徴税することを主張し, 農業王国としての統治システムを「経済表」(1758-67) に集約させていった. ケ

3) Orain は, グラスランが提案した累進的消費税はモンテスキューだけでなくフォルボネのものから派生させたとしている (Orain 2008b, 143). Maherzi もフォルボネとの類似点を示唆している. グラスランもフォルボネも, 国内産業の推進と, 一定の保護貿易という主張は一致しているが, グラスランはフォルボネの論理の曖昧さを『分析試論』で指摘している (Graslin [1767] 1911, 111-12 note). Faccarello は, グラスランが取り上げたマブリについて言及し (Faccarello 2008, 110-11), また, グラスランの消費税論がモンテスキューに負うとしても, 公平性を担保する一方法であることを評価している (Faccarello 2009, 35-36).

4) タイユはアンシャン・レジーム期の直接税で, 対人タイユ (人頭税) と対物タイユ (財産に対して賦課) があるが, 財政難に比例して税率は次第に高率となっていた.

5) 教会が教区の農民に課していた税であったが, 封建領主が徴収するようにもなっていた.

6) 1749年から施行された税で, 課税に反発した特権階級は免除された.

7) 例えば, 科学アカデミーの会員の化学者ラヴォアジエ (A. L. Lavoisier, 1743-94). 彼は元々富豪であり, 化学の実験や研究のための費用にも事欠かなかったにもかかわらず, 1768年から徴税請負人を本業として多大な収入を得ていた.

ネーは、「土地の純生産物は三人の所有者、すなわち国家、土地所有者、10分の1税徴収者〔教会〕に配分される」(Quesnay [1767] 1768, 124 / 訳 231) という前提に立って、間接税を廃止し、賃金や諸財への租税ではなく、土地所有者の純生産物にのみ課税する土地単一税⁸⁾を直接税として租税の中心に据えることを提案した。

ケネーが提唱した農業王国としての統治思想であるフィジオクラシーは、自然の恩恵によって豊富な純生産物を生む農業だけを「生産的」とし、加工製品は原材料の価値と労働者の生活資料の価値からのみ成るため、製造加工業は純生産物を生まないという想定によって「不生産的」とみなす。その上で、フィジオクラートは、あらゆる租税は直接的であれ間接的であれ、自然の恩恵を豊富に受ける土地所有者の純生産物によって結局は支払われるというロジックの下で、「生産的」な農業から生じる純生産物だけに本源的な担税範囲を限定する土地単一税が、農業労働者に支払われる前払である再生産資本を損なうことのないシステムとして、最も効率的で適切であると主張していた⁹⁾。

こうして、歳入の最善策として土地単一税を提唱する一方で、ケネーは歳出について、「政府は節約に専念するよりも、王国の繁栄に必要な事業に専念すること。なぜなら、多大な支出も富の増加のためであれば、過度でなくなりうるからである」(Quesnay [1767] 1768, 120 / 訳 228-29) という理念を掲げた¹⁰⁾。ケネーのこうした経済政策についての思想を、彼を取り巻いていたミラボー、ボードー、デュボン・ド・ヌムール、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールらは「狂信(fanatisme)」的に支持していた¹¹⁾。

このフィジオクラシー思想に基づく土地単一税を批判し、それに代わる税政策として、グラス

8) ケネーは金銭的富への課税については、「国家から掠め取られ、…首都に蓄積される金銭的富」は「公共的證券…商業證券の割引によって…莫大な利得を得させる」もので、「主権者の収入に寄与すべき富のうちに加えない」ため「課税を免れる」とし(Quesnay [1758?] 1908, 142 / 訳 352)、都市の富者に対して税を課すことは考えなかった。

9) しかし、ケネーは「農業生産者〔借地農〕に、彼らが地主に支払う地代に比例して、一定率のタイユを賦課することを提案していた」(渡辺 1961, 501)。

10) 支出を削減するのではなく「支出の良き使用こそが、前払いの増加すなわち資本の蓄積のために決定的な要件」であり、それが「ケネーの『経済表』の根本的な着想」(菱山 1961, 47. 傍点は原著)であった。

11) このような取り巻きの弟子たちが、経済学の中に「神の創造的な意志の支配する自然的秩序の観念」を持ち込んだことについては、「恐らくケネーの本旨ではな」かっただろう(坂田 1950, 10-11)。グラスランはフィジオクラートのことを「革新の狂信を駆り立てた著述家たち des Ecrivains qui ont poussé le fanatisme de la nouveauté」(Glaslin [1767] 1911, 156) と表現する。ヒュームは、フィジオクラートがケネーのことを崇拜して「現代のソクラテス」、「ヨーロッパの孔子」と呼ぶことに嫌悪を感じており、モルレへの手紙の中で次のように書いている。「…私は、貴殿〔モルレ〕が貴殿の作品の中で、彼ら〔フィジオクラートたち〕に雷を落とし、叩きのめし、木端微塵にしてくれることを期待しています。彼らは、ソルボンヌの壊滅後に存在した中で最も不愉快で最も尊大な連中なのですから、…」(Hume 1888, 183-88)。

ランは『富と税についての分析試論』（[1767] 1911, 以後『分析試論』と略記）において、累進的消費税¹²⁾を提案したのであった。グラスランの『分析試論』は、フィジオクラートであるチュルゴ (A. R. J. Turgot, 1727-81) が主宰したりモージュ農業協会による「土地所有者の収入に及ぼす間接税の効果の論証と評価」というテーマの懸賞論文に応募したものであった。しかし、グラスランが提出した論文は、彼が「尊敬すべき友 (Compagnie respectable)」(Graslin [1767] 1911, 2) と呼んだチュルゴの思惑に沿った論旨——フィジオクラートが主張する土地所有者への土地単一税政策の正当性の擁護——どころか、逆に土地単一税を完全に否定するものであった。それにもかかわらず、グラスランの論文はチュルゴによって2等に相当する賞を与えられた¹³⁾。

グラスランは、フィジオクラートが農業生産物を「自然の無償の贈物」と呼ぶことに対して、「土地の生産性は自然の無償の贈物…である。しかし、生産物を自然の無償の贈物と呼ぶことはできない。…労働がこれらの生産物を手に入れるための唯一の手段であり、…権利である」(Graslin [1767] 1911, 79-80) と反論した。それでも、グラスランの論理では、生産物の市場での価値は労働量によって決まるわけではない¹⁴⁾。「実際、劣等地で収穫された1ミュイの小麦は、優良地で得られた同じ1ミュイの小麦よりたとえ4倍多くの費用が含まれているとしても、高い価値があるなどということはない」し、「リヨンの工場主のために発明された機械を使ってわずかな費用で作ることができた織物の価値は、同じ時にはるかに多くの労働費用がかかったところで作った織物より、大きくも小さくもない」(ibid., 11-12) のだから、「いかなる物もその価値は、費用とは無関係」(ibid., 12 footnote) だとグラスランは主張するのである。

グラスランは富を「人間の欲求 (必要・効用・嗜好) と希少性との複合的度合に応じて相対価値を持つ物」と定義することで、土地生産物だけではなく市場で取引されるすべての対象物を富とみなしていた (Graslin [1767] 1911, 13)。グラスランのこの『分析試論』を評したチュルゴは、富を「土地が産出するすべて」を含む「取引可能な財、つまりある価値を持つ享有の対象物」と定義し、グラスランに近づく¹⁵⁾ が、「現実の富がすべて租税を支払いうるわけではない」(Turgot

12) グラスランは自身が提起している累進的消費税を *Impôt progressif sur la consommation* という表現ではなく、間接税 (*Impôt indirect*) または「各納税者の能力に累進的に応じた税 (*la contribution dans une raison progressive des facultés de chaque contribuable*)」(Graslin [1767] 1911, 173, 205) として論じている。

13) チュルゴは土地単一税に反対するグラスランの論旨を反批判する ([1767] 1914) が、グラスランが累進的消費税の根拠として論じた主観価値概念を、チュルゴは自身の未定稿「価値と貨幣」([1769] 1919) に反映させた (山本 2016)。

14) Faccarello はグラスランが労働価値説的認識を持つことを強調している (Faccarello 2008, 122-24; Faccarello 2009, 28-29)。

15) チュルゴの1767年以降のこのような富の定義 (Turgot [1767] 1914; [1769] 1919) には、グラスランの富の定義が反映されている。この定義に至るまでのチュルゴの富の定義は一貫しておらず、「人間の数」や「有用物の生産」を富と呼んだり (Turgot [1753-54] 1913, 377 / 訳 20)、「動産の富」という概念で資本蓄積を説いたりしていた (Turgot [1766] 1914, 562-66 / 訳 93-96) が、いずれの見解にも「価値」、「欲求充足」という概念は含まれていなかった (山本 2016, 36)。

[1767] 1914, 630-31 / 訳 128-29) と付言する。チュルゴは、フィジオクラシーの教義に則って、加工業は「不生産的」であり、費用を上回る利益を生み出し得ないものとし、「生産的」である農業が作り出す純生産物、すなわち土地所有者の収入に対する土地単一税の正当性を説いていた。

これに対してグラスランは、農業だけでなく加工業も利益を生み出し得ることを主張した。さらに、特権階級はもちろんだが、大きな利益を得ているその他の特定の職業者、例えば、工場経営者、貿易商、画家、弁護士、医者、金利生活者 (Graslin [1767] 1911, 11, 46, 80, 131) 等が税を負担しないことを問題視した。そこで、税を免れている者にも税を負担させるための消費税を提案する論拠として、あらゆる財とサービスが、欲求と希少性に基づく価値を持つ富であることを、次のように述べる。

純生産物は加工業の中にも存在し得るのである。…加工業の生産物は土地生産物のように、いつでも富となるだろう。それでも、税を払い得るのは〔農業の〕純生産物だけなのだろうか？ この前提が土地だけに特有なものではないということであれば、また、土地所有者、耕作者、工場主、商人らが、彼らの費用を超えて引き出す利益、つまり、各々にとって収入と呼び得る利益に対して税を払うことが可能であるということであれば、それでよいのである。これによって、執拗にもっぱら土地の富の中にだけあるとされてきた国家の収入は、大いに増大することだろう。 (Graslin [1767] 1911, 11)

こうして、免税特権階級を含むあらゆる階級に、各々の消費能力に応じた税を課すことで税収を増やし、国家財政を立て直すことを主張したグラスランの税理論は、各納税者の担税能力に応じて徴収すべきとする根本的な着想はケネーと同様であるとしても、担税能力についての判断基準と、それに基づき税を負担させる担税対象とが異なっていた。つまり、フィジオクラートの土地単一税は、土地所有者に限定して担税能力を見出し、土地からの純生産物を担税対象としたのに対し、グラスランは土地所有者に限定せず、土地からの純生産物以外も含む各々の収入に応じた消費能力に担税能力を見出し、各々の消費を担税対象としたのである。

グラスランが提唱した消費税は、貧しい労働者たちの生存に必要な「最も重要で絶対的な必需品には課税されず」(Graslin [1767] 1911, 129)、必需品から離れて奢侈品になるほど高率に負担させる累進性をもつものでもあった。消費税に対してグラスランが前提としたこの累進性は、彼の主観価値理論で提示された「富の序列 (l'ordre de richesse)」¹⁶⁾における規範性¹⁷⁾に基づいて、

16) 人間は、空腹であれば、まずは生存に必要なものを求めて消費するが、空腹が満たされると、次第に便利なものや魅力的な嗜好品へ、そして奢侈品へと、欲求を広げて享受・消費しようとする。このような、生命維持に必要な物から奢侈品へと消費される順に、10の欲求対象物の表としてグラスランが提示したのが、「富の序列」(Graslin [1767] 1911, 20)である。グラスランは10の対象物が具体的に何であるかは示していない。チュルゴは「価値と貨幣」で「効用の序列」という概念を示しているが、それはガリアーニの効用の概念 (Galiani [1751] 1803) と、グラスランの主観価値理論に負っていることを示唆している (Turgot [1769] 1919, 88 / 訳 156)。

消費対象物の課税率を変えることを示していた。

第1から第10までの10段階に便宜的に分けられたグラスランの「富の序列」では、例えば、第1の対象物は生存に必要不可欠な水や食物、第2の対象物は基本的な衣類や防寒具、第3の対象物は最低限の住居、第4の対象物は狩猟または農耕のための道具、そして、第5の対象物以下は文明化による便宜品や奢侈品、というように該当することになる。つまり、第1の対象物は生命維持に直接関わるため規範性が高いのであり、第2の対象物以下は規範性が次第に低下し、生存に全く必要のないダイヤモンドのような奢侈品は、それに対する主観的欲求の強い人々が存在するとしても、また、どれほど希少で相対価値が高いとしても規範性は低く、「富の序列」では最下位となる。

グラスランの累進的消費税では、最も重要な必需品である第1の対象物には課税しないことによって、最貧層に税負担をさせないことと、労働者であれ富者であれ、必需品を超えた消費には、奢侈品に向かうにつれて次第に高率で課税されることを、彼は次のように説明する。

税の比率は、いかなる形で認識されるにせよ、…第一に、消費税は絶対的な必需品には課税されてはならない。第二に、最も重要な必需品から離れる度合によって、その他の物には税が次第に重くなるようにしなければならない、ということになる。この税の第一の法則は、最も重要な欲求対象物は免除されることであると言おう。最も害悪となるのは、おそらく、彼の資力の減少によってであり、必需品の値上がりによってであり、生活をかろうじて維持することしかできない人間が、何らかの名目に対して何らかの税を負担する羽目に陥ることである。…第二の法則は、物品税はそれらの相対価値に応じるのではなく、欲求が必需品から離れるのに応じて、各欲求対象物に対して次第に強くなるということであり、それは、我々が唯一の公平性のルール¹⁾の存在を見た、累進的に増加する比例性において、納税者の間で税を割当てなければならない、ということである。

(Graslin [1767] 1911, 163-64, 傍点は筆者)

相対価値に応じるのではなく、「富の序列」に従って累進的に消費税率を定めることを指している上記引用に従えば、仮に飢饉などによって必需品の希少性が高くなることで相対価値が高くなったとしても、必需品は無税であり、一方で、通常は希少性が高く相対価値も高いダイヤモンド

17) グラスランの「富の序列」は、生命維持に直接関わる効用度と、生命維持とは無関係の奢侈度との度合に準じたものでもある。そのため、グラスランが用いた用語ではないが、彼の消費税論を扱う本稿においては、この度合を「規範性」と呼んでいる。グラスランだけでなく、ガリアーニもチュルゴもこの規範性を想定して主観価値を論じていると考えられるが、人間の主観的欲求の程度や種類についての議論は、イギリスにも存在していた。ジェヴォンズ (W. S. Jevons) は、それがフランスにおいて頻出していたことを挙げる一方で、バンフィールド (T. E. Banfield) が1844年の「人間欲望の諸法則 (Laws of Human Want the Basis of Economy)」という演説で「欲求・欲望の高低を経済学の中に消費理論として構築すべきだ」と述べた見解を、引用して示した (Jevons 1871, 46-51 / 訳 30-33)。

ドが、仮に過剰に存在して希少性が低下することで市場での相対価値が下がったとしても、奢侈品であることには変わりがないため消費税は高率のままとなるのである¹⁸⁾。

こうして、市場での相対価値とは無関係に、必需品から奢侈品に至るほど消費税が次第に高率となるように規定することと、消費の種類や程度に比例して購買者の財資力が顕示されるものとみなすことによって、奢侈品消費が可能な財資力を有する富者が消費税を多く負担する状態を担保することになる。このような財資力に応じて税を負担するしくみを、グラスランは「公平性のルール」としたのだった。

では、フィジオクラートはこのグラスランの消費税の提案にどのように反応して、彼らの土地単一税を擁護しようとしたのであろうか。消費税に対する両者の認識は全く異なっており、フィジオクラートは主に次の4つの理由を挙げて批判している。

第1の理由は、消費税などの間接税は、煩雑で徴税費用がかかるが、その分を売買の際に価格に上乗せできず、実際の生産物価格を低下させざるを得なくなるため、耕作者はその損失に応じて耕作のための支出を切り詰めるだろうから、その結果、生産物は徐々に減少し、土地所有者ひいては君主の収入まで減少させてしまう、というものである (Du Pont de Nemours [1768] 1910, 21-23)。それゆえ、「間接税は、税の目的に、君主の権威確立の目的に、および社会の目的に反する」(ibid., 24) ものとデュポン・ド・ヌムールは考えていた。一方、ケネーの見解では、間接税によって生産物にかかってくる「過度の経費は不自然な価格を与え、生産物を高価にし、…真の価格と消費とに有害」(Quesnay [1758?] 1908, 154 / 訳 369) なものとされていた¹⁹⁾。

デュポン・ド・ヌムールの批判とは異なり、グラスランは、消費税はその対象物の価格に上乗せさせるものであって、その対象物の価値自体を増減させることはないのだから、消費税のために生産物価格を下げざるを得なくなるという主張は当たらないと考えている (Graslin [1767] 1911, 163)。しかし、ケネーのように、グラスランも消費税の徴収が個人税より多くの費用を伴うことを認めており、その徴税費用は「国家のための収入を増やさず、納税者の負担となる」だけでなく、「国民の富を減らすことに他ならない」(ibid., 200) とも言及している。では、このように徴税費用がかかることを認めても、なぜ、グラスランは累進的消費税を提言しているのだろうか？

グラスランは、国家と国民の関係について、国家を国内外での国民の安全確保や保護等の国家サービスの「所有者」、国民をその国家サービスの「消費者」と認識した上で、国家の行政サー

18) グラスランは「絶対価値」、「相対価値」という用語によって、スミスの「使用価値」、「交換価値」の概念を提示する。ただし、スミスは「交換価値」の根拠を相対的な労働量に置くが、グラスランは市場における「相対価値」を各交換物の欲求と希少性の複合的比率を比較して決定されるものとみなすのである。これにより、グラスランは『分析試論』の中で、スミスより新古典派に近づいた形で主観性を強調して「水とダイヤモンドのパラドックス」を解いている (山本 2019)。

19) 徴税費用と価格上昇の可能性については、スミスも懸念している (Smith [1776] 1976, 896-98 / 訳 266-68)。

ビスは国民にとっての欲求対象物であり、税と交換されるという交換メカニズムを想定し、この想定から、国民は税によって国家保護を買うという構図を描いていた²⁰⁾。これは、チュルゴが、租税とは国家から個人へ与える利益の代償であるという利益説を主張していた（島 1937, 96）のとは対照的である。グラスランによれば、「税は〔国家による〕保護の富と、それ以外の富との、各相対価値に応じた交換の中に形成される。それこそが、まさに自然の掟であり、税の根本的原則なのである」（Graslin [1767] 1911, 173）。

グラスランは、免税階級が存在がなくなり、国民の各々の能力と資力に応じて税を確実に負担するような、彼が提唱した累進的消費税体制となれば、その累進性のために多少なりとも煩雑で徴税費用がかかるとしても、言い換えれば、その徴税費用が納税者の負担となるとしても、その負担は国家による保護、安全の確保、公正、そして分配の平等を可能にし、それを保証するために必要な費用であり、税の一部であると考えていた。つまり、「税は保護を買うのであり、…その〔徴税〕費用は安全、公正、そして分配の平等さえも買うのである」（Graslin [1767] 1911, 200）。

フィジオクラートによる間接税に対する第2の批判理由は、消費税は「貧者の負担になる」という理由である（Turgot [1767] 1914, 641 / 訳 136）。しかし、グラスランの提案は必需品のみを消費する貧者には課税されない設定であり、貧者の生活を直接的に脅かすものではないため、その批判は当たらないことは明確である。

第3に、富裕な賃金労働者（salariés riches）は常にごく少数だから、彼らの高価な消費に課税してもほとんど何も得られないという理由である（Turgot [1767] 1914, 640-41 / 訳 135-36）。しかし、人口全体に占める「富裕な労働者」の割合は少ないとしても、当時のフランスでは貴族や聖職者だけでなく、医者や芸術家、金利生活者らも税を免れて「高価な消費」が可能であったことに鑑みると、そうした免税階級からも税を徴取できれば歳入が増えるのは明らかであるため、この批判理由も当たらないことになるだろう。

さらに、第4の批判理由は、少量でも高価な商品ほど密輸が容易であるという前提から、それらの密輸の危険性によって見積もられる税収の損失を考慮するならば、そうした商品ほど比例的に消費税の累進税率を減らすべきだという、チュルゴによる、グラスランとは真逆の主張である（Turgot [1767] 1914, 648 / 訳 141）²¹⁾。チュルゴは、密輸のための危険率が、消費税にとって「超えることのできない」「最大限度」であると述べる。そして、「税が15%で、密輸の危険が10%なら、ほとんどの人は密輸に向かう」（ibid., 647-48 / 訳 141）ことをその理由として、少量で高価な商品の消費税率の相対的引下げを主張した²²⁾。

20) 「グラスランは税を〔国家による保護との〕交換価格として定義した」（Maherzi 2008, 30）。

21) スミスも、多くの人が密輸品を購入する誘惑を断ち切れないことを指摘している（Smith [1776] 1976, 898 / 訳 269）。

22) チュルゴは「消費税に段階をつけることは実際上不可能である」と述べる。それでも、密輸の危険を考慮して「価値の多い財貨ほど比例的に税を減らす」場合、「富裕者の支出は確かに最も少なく課税される」（Turgot [1767] 1914, 647-48 / 訳 141）と認識している。

このように、グラスランの累進的消費税論は、フィジオクラシーの全盛期においてその中心的提言の1つである土地単一税を根本的に批判するものであったため、グラスランとフィジオクラートは各々の財政再建政策案をめぐって対立していた²³⁾。グラスランはこの累進的消費税の枠組みに関税の効果を組み入れることで財政再建を図る税制度を提案するが、その際、自説の正当化のための根拠として、また、批判対象として示したのが、次節で示すカンティロンとマブリの議論だった。

III カンティロンの循環論とマブリの思想

グラスランは、上述の累進的消費税論を対外交易論と関連付ける根拠を、カンティロンの『商業試論』（[1734] 1755）における一国家の繁栄と窮乏についての貨幣的循環論と、カンティロンが論じた政策に対するマブリ²⁴⁾の見解とから導出する。

グラスランは、まず、「カンティロン氏は、国民をより高い水準へとその富を導いたのと同じ原因が、貧窮と不安に当然のごとく戻すということを、その証拠と共に示した。…それは私のテーマに非常に近い」（Graslin [1767] 1911, 191）と述べ、続いて、カンティロンの循環論とそれに対するマブリの見解とを、『フォシオン対談』（1763）²⁵⁾の中のマブリの注解から引用して提示している。

フォシオンは紀元前 400～300 年頃のプラトン門下のアテネの軍人で政治家でもあり、マケドニアに自由と独立を脅かされていたギリシャの国家および人民について、徳、理性、情念、節制、労働、習俗などを説いていた人物である。マブリは、人々の奢侈への嗜好と国家の繁栄との関係を議論するいわゆる 18 世紀の奢侈論争において、奢侈に反対する立場を取っており、理性や節度のある国家を目指すフォシオンの思想と政策に共感していた。マブリの「注解」には、7 年戦争で敗戦したフランスの精神的墮落に対する諫言ばかりでなく、フィジオクラシーへの批判も込められている。

マブリによれば、商業とそれによって生み出される貨幣が国家の活力だと思ひ込むのは、人々

23) 自らを「エコノミスト」と称していたフィジオクラートたちは、グラスランを「傑出した反エコノミスト」、「学問の敵」（Baudeau and Graslin 1777, 8）と呼んだ。それに対してグラスランは、「フィジオクラートは彼らの論敵に対して『反エコノミスト』と呼ぶのではなく、『反ケネー派』、『反ミラボー派』と呼ぶべきである。それによって、フィジオクラシーの敵対者たちは、経済学の敵となることなく議論できる」と述べた（*ibid.*, 29-30）。

24) マブリはフィジオクラシーの専制的性質とその自由放任政策に反対し、平等と共有財産に基づいた自然的秩序と、さらに共産主義を主張した。主著は『経済学者への疑問』（1768）、『立法論』（1776）など。古代ギリシャの政治対話を翻訳したとされる『フォシオン対談』はマブリの生前に広く読まれていたが、J. J. ルソーはこれを自身の著作の剽窃だとみなしてマブリと絶交した。マブリの弟は、『感覚論』、『商業と統治』を著した E. B. de コンディヤック。

25) 『フォシオン対談』は、マブリによってギリシャ語からフランス語へ翻訳された。

の情熱 (passions) にすぎず、理性 (raison) がそのような判断をしているのではなかった。徳 (vertu)こそが諸国家の活力であるにもかかわらず、商業を拡大して国家を富ませることばかりを主張している人々は、「ファッションのように富に付随する得失を秤量」することもなく墮落して貪欲になり、またたく間に国家の終焉を見ることになるのだとマブリは嘆き、カンティロンの循環論を借りながら次のように説く。

その国家が過去と現在の状態に目を開いて、富と商業の無益さと悪弊を確信するようになったら、そして、その習俗を改革したら、〔さらに、〕新しいいくつかの法の助けを借りて節制と名誉心と無私無欲をかつての富の代わりにしたら、新たに身につけたこの節度の方がかつての金銭欲よりも国家にとって有益でないかどうか尋ねたい。貪欲と奢侈を追放すれば、国家は貧困の中でも豊かになり、商業から来る富によってかつて守られた以上によく市民たちの勇気によって守られるだろう。

…カンティヨン〔カンティロン〕氏が言うには、国家は大きな富を獲得するようになると、その富が鉱山によるものでも、商業によるものでも、外国から取り立てる貢租によるものでも、いずれにせよ急速に貧困に陥ることは免れがたいという。古代史にも現代史にもこういう大変動の例は山ほどある。

(Mably 1763, 239-40 / 訳 631; Graslin [1767] 1911, 193)

カンティロンは、ロックの素朴な貨幣数量説を発展させ、貨幣供給量の増加が流通に、そして貨幣的循環現象に及ぼす影響と経過を論じた。「貨幣が潤沢で豊かな国は、しかし物価の上昇によって交易条件は不利となり、輸出は減少し輸入が増大するが、これとともに貨幣は流出していき、産業活動は停滞する。…現実の諸要因がそこに作用する結果として、生じ得るものは均衡ではなく『循環』であった」(米田 2016, 180)。カンティロンは、貨幣の流通速度が増大すると現金の増加と同じ効果をもつことを指摘した上で、循環の直接的な契機となる貨幣が増加する原因を、国内の鉱山から生じる場合と、貿易差額から生じる場合とに分けて説明する。いずれの場合でも「貨幣の増加はそれに比例した一国の消費の増大をひき起こし、それがしだいに価格の高騰を生む」(Cantillon [1734] 1755, 215 / 訳 107) ことになり、「新しい貨幣は消費に新しい動きを与え、そのうえ流通に速さを与える」(ibid., 239 / 訳 117)。しかし、その一方で、「豊富な貨幣は奢侈に耽ける多くの富裕な個人を生み」、「この国の貨幣は、こうした奢侈品の支払いのために、外国に流出する」(ibid., 243-44 / 訳 119)。これについて、マブリは次のように解説する。

民衆はすでに豊かさに慣れてるだけに、窮乏をいっそう痛切に感じる。農業者が食料品を以前ほど売らなくなるため、土地は以前ほど耕作されなくなる。職人たちは餓死するか、外国へ行って命をつながねばならなくなり、一方富める者の奢侈は相変わらず多額の金を国外に流出させ続ける。貧しくなって御用金の徴収すらもうできない国は、それでも支出を減らす決心はつかず、計画と事業を財産と釣り合わせる決心もできないから、富による

おごりが窮乏への転落を加速させる。

(Mably 1763, 240-41 / 訳 632; Graslin [1767] 1911, 193-94. 傍点箇所は筆者による訂正訳。)

このような転落を防ぐための方策として、まず、カンティロンはこう提言している。

ある国家が貿易によって勢力を拡張し、豊富な貨幣が土地と労働²⁶⁾の価格を上げすぎるとき、製品の過度な価格高騰を予防し、かつ奢侈の不都合を防ぐために、君主または立法府は、貨幣を引き揚げ、それを不測の場合に備えて保管し、強制や欺瞞の手段以外のあらゆる手を尽くして貨幣の流通を遅くするように努力すべきであろう。

(Cantillon [1734] 1755, 244-45 / 訳 119; Graslin [1767] 1911, 194)

しかし、カンティロンもマブリも、こうした金融引締め政策を景気が過熱する中で適切な時期を見極めて行うことは実際には不可能だと、次のように考えている。

そのための適切な時期に気づくことは容易ではないし、またいつ貨幣が国家の福祉と国益のために必要とされる額以上に豊富になったのかを知ることも容易ではないので、この種の知識にほとんど頭を使わない君主や共和国の指導者たちは豊富な国家収入を使って安易に勢力を拡張し、全くつまらない口実を設けては他の諸国を攻撃することばかりに熱中するようになるのである。

(Cantillon [1734] 1755, 245 / 訳 119-20)

指導者たちも奢侈の進行を止めるどころか、率先して奢侈の模範を示すだろう。節約を政治的には悪徳とみなし、金の流通について間違った原理を立て、金持ちの異常な支出が貧しい者の生活維持に必要なだと本心から思うだろう。たまたま政府が金を流通から引き上げ、賢明でまっとうななんらかの手段によってその流通を遅らせ、それで国庫の貯えを作り出しても、ファッションが考えたとおり、それは自らの体内に蛇を隠し養う〔危険を隠すことでその危険を大きくしてしまう〕ことだというのは明らかではないだろうか。

(Mably 1763, 242 / 訳 632; Graslin [1767] 1911, 194)

上記を踏まえて、カンティロンは、一国が豊富な貨幣によって引き起こされた逆境を回復して、再建を図るための2つの対処法を提示する。1つは、実際の貿易バランスを毎年継続的に有利に保てるようにすること、もう1つは、製造加工業を繁栄させることである。つまり、国家が衰退して貨幣が希少になったときにこそ、安い価格で輸出できる状態にあるのだから、国内雇用を生み出す製造加工業を盛んにし、それらの製造加工品を輸出することで、貿易バランスの回復を目指すことができる(Graslin [1767] 1911, 195)。同時に、それは「常に外国がその国の有用な労

26) 「土地と労働 (de la terre et du travail)」はカンティロンによる。同じ箇所をマブリとグラスランは「食料品や商品 (des denrées et des manufactures)」(Mably 1763, 241 / 訳 632; Graslin [1767] 1911, 194. Mably 訳に従ったが、des manufactures は「製造 (加工) 品」とするべきであろう)としている。

働者たちに支払い、彼らを扶養する」(Cantillon [1734] 1755, 308 / 訳 152) ことにもなる。それでも、貨幣がまたその国家で豊富になれば、大量の消費と奢侈が行われるようになり、次の衰退に陥ることになるのである (ibid., 256 / 訳 125; Graslin [1767] 1911, 195)。

一方、マブリは、繁栄と貧窮の循環に対してカンティロンが論じた上述の2つの対処法は、その循環を繰り返すだけだとして批判する。そして、フォシオンの政策の方を支持して、マブリは以下のように述べる。

次のような結論を下すべきではないだろうか。富を得させるのも貧困を続いて招くためにすぎないような手段を一国の幸福の本源とみなすのは、偽りで誤った政治にすぎない、と。真の政治にはもっと持続的な手段が要る。富を戦争と平和の鍵とみなす国家が、いつ果てるともない大変動をくぐって、奢侈から貧困へ、貧困から奢侈へと移り動くように運命づけられているというのは、だから真実なのである。…カンティオン氏も、富と商業の結果のみを考察するかわりに、…社会の全体を観察していたら、おそらくフォシオンと同じように考えただろう。過大な富で財政が破綻した国に、「年々、通商の現実的な均衡を回復させるように」せよなどと言うどころか、むしろこの衰退を利用して奢侈と貪欲を抑え、良俗を確立し、…少なくとも余計な富なしですますことを学べと忠告するだろう。カンティオン氏の言う富と貧困の循環を再開させることしか考えない…政策などより、こういう政策の方がすぐれていないだろうか。

(Mably 1763, 243-44 / 訳 633-34; Graslin [1767] 1911, 195-96)

こうしてマブリは、国家が大きな富を獲得するに至っても必然的に貧窮に陥る周期があることを認めつつも、フォシオンが提唱したような節制によって積極的にその循環を断ち切る政策を主張していた。つまり、カンティロンが景気後退局面では貿易バランスの有利な維持と製造加工業の繁栄によって回復させる必要を主張したのに対し、マブリはカンティロンの政策では循環を繰り返すだけであることを批判し、奢侈と吝嗇を排除した習俗によって循環から離れる必要性を述べたのだった。

以上の議論を基にして、グラスランはカンティロンの主張を批判的に取り入れ、また、マブリとは異なる見解として、累進的消費税を論じるのである。

IV 累進的消費税と関税の効果

グラスランは、カンティロンによる一国家の繁栄と窮乏の貨幣的循環論を受容する一方で、貨幣過多による国内での高価が貿易に不利に作用し始める兆しに対して、その兆しから次第に現実の貧窮に陥ってしまうのを予防するために、カンティロンが「彼〔カンティロン〕の国が最初に用いた」方法、即ち、自国に有利なように関税を操作する方法を論じていないことを、次のように指摘する。

カンティロン氏が豊かな国の衰退の原因を立証する際に、彼の国が最初に用いたのだから、彼が知っているはずの、それを予防する方法について言及することなく満足しているというのは、驚くべきことである。この方法は、その国家の富の増大に応じて、外国の食糧と商品に税を課すことによって、それらがその国に入るのを妨げることであり、ほぼ同じ比率の恩恵によって、その国家の産物と商品の輸出を優遇することであり、そして究極的には、我々の加工業に活力を与えるのに役立つ、また、…必要とされる時にはより有利に輸出されることになる原材料の流出に、最大の注意を以って立ち向かうことである。私は、…輸出入税は、単なる禁止法より効果的な方法であることを、ここで指摘しなければならないと思っている。それは経験が常に示したことなのである。

(Graslin [1767] 1911, 196-97)

これに対してフィジオクラートは、グラスランが「マーカンティリズムの熱烈な支持者 (champion du système mercantile)」(Du Pont de Nemours 1844, LIV) だとして反発した。Dubois はグラスランの立場について、マーカンティリストの一面を認めながら次のように説明する。

グラスランはマーカンティリスト、つまり、一国内での貴金属の増加に対する擁護者であり、それゆえ保護貿易主義者である。とは言え、彼はムロンやフォルボネらのようなネオ・マーカンティリストである。実際、彼は、単なるマーカンティリストのように金銀が典型的な富であるとは思っていないし、現実的な富に数えられるとも考えていない。『貨幣は富ではなく、相互の現物の富の交換を仲介する保証に他ならない』と彼は述べる。だが、通貨の増大は、外国に優る価格水準の上昇を生じさせ、この国民が他国に対して高く売って安く買うことになるので、国民の富裕のための強力な要因である。

(Dubois 1911, xviii-xix)

その富裕の結果、相対的に自国の商品が高価となって輸出が減り、安価な輸入品の流入が懸念されることになるが、その対策としてグラスランが主張している関税は、マーカンティリズムに基づく貿易差額の蓄積を目指すものではない。なぜなら、彼自身は極端な保護貿易主義者ではないからである。グラスランは次のように述べる。

〔景気の後退期に入り〕困窮の状態にあるとき、関税は…国家の富の増大への最大の影響力を持っている。…関税は、国内商品の価値を増加させ維持する目的がある場合、競合する外国の安価な商品の輸入に主に課されなければならない。それでも、それは両国での価格差に応じていなければならない。

(Graslin [1767] 1911, 190-91)

グラスランは、むしろ、当時の実際の関税が恣意的であることを懸念し、関税が「両国での価格差に応じたもの」となることを主張していたのである。つまり、彼が望んだのは、基準価格よりも低い価格での輸入品に対して基準価格に達するまで関税が課せられる、いわゆる差額関税制

度²⁷⁾に相当する制度の導入であった。これによって、同種の商品の国内生産者は保護されるとしても、過度な保護状態ではない市場が維持されることになる。

他方、グラスランはマブリに対しては、マブリの提言によって豊かさが排除されることを憂慮し、マブリの奢侈批判に対する反批判を次のように表明している。

カンティロン氏の見解は、『ファッション対談』の著者〔マブリ〕に、私が示したものとかなり異なる概念を与えた。彼〔ファッション〕の政策の諸原則にしたがうことで、彼〔マブリ〕は、最も良く統治された国家が必然的に通らなければならない豊かさと貧しさの変遷の中に、豊かさを締め出して、より堅固な基盤の国家の幸福と習俗と美徳を確立する新たな論拠を見たのであった。
(Graslin [1767] 1911, 198)

グラスランは、マブリが主張したような、豊かさや奢侈を排除することで繁栄と衰亡の循環から免れる方法を目指したのではなく、これまで税を免れて過度な豊かさを享受している階級や職業の人々から、彼らの財資力に応じた徴税を行えば、現実的に陥りつつある国家の貧窮を回避して財政を再建することが可能であると考えたのだった。

グラスランの累進的消費税では、富者にとっての奢侈品は、彼らの地位や品位を保つための必需品とみなせるものであって、価格弾力性が低いこと、そして、そこに消費税が加わっても、富者の見せびらかしや気まぐれのための奢侈品消費は減少しないというラチェット効果を前提として議論されている。奢侈品に対して高率の消費税を支払うことになっても「享樂の対象物の価格に一体化されているから…それを支払うときに多額の税を支払っていることを意識しない」(米田 2005, 320) 富者の担税能力を確信したグラスランは、さらに、彼らの担税能力に、「国内の奢侈品産業に必要な外国からの原料への関税を富者に負担させる手段」(Graslin [1767] 1911, 190) を見るのである。つまり、輸入原材料の関税分が完成品価格に上乗せされても、その奢侈品を富者が消費することによって、国家はより多くの歳入を得ることが可能となる。この方法について、グラスランは次のように述べる。

実際に、税によって奢侈品の価格を吊り上げるさまざまな方法を組み合わせることで、単独の税のみで10分の1を納税することによって被ることになるものより少ない苦痛で、富者に彼の富の半分を支払わせる可能性があることが分かる。〔「富の序列」の〕最下位の欲求の対象物が希少で、こうした対象物に対して、先行する年の2倍支払わなければならない年に、富者は文句を言うだろうか？ 彼のいかなる欲求対象物についても事情は変わらないだろう。彼の見せびらかし、あるいは、気まぐれのあらゆる楽しみが、より少なくなるだろうということは事実である。しかし、彼はそこに税とは無関係なそのままの諸物

27) 差額関税制度は分岐点価格制度 (gate price system) とも呼ばれ、輸出価格が高く設定されれば低関税になってしまう問題点もあるが、2019年現在の日本の豚肉輸入に実施されている。

の序列しか見ることはできないだろう。そもそも、永続的に維持される諸物のこの状態は、いかなる資産の中でもはっきり認識される低下とはならないであろう。…しかしながら、平均以下の人々にとって、また、必需品をほとんど持たない人々にとっては、なんとという救済になるだろうか！

(Graslin [1767] 1911, 199)

このように、グラスランの累進的消費税論は、カンティロンによる一国の繁栄と窮乏の貨幣的循環論を受容し、カンティロンが提起しなかった関税政策を、市場での主観的な消費行動と結び付けるものであった。過剰な保護政策とはならない関税が課された輸入原料を用いて国内で製造加工された奢侈品を富者が消費することで得られる関税分と消費税分の歳入を、財政再建のために活用することを、グラスランは目指していたのである。

Orain の指摘のとおり、グラスランが財政再建政策として提案した累進的消費税の源に「誰が税を支払うべきか？」という問題 (Orain 2008b, 142) が存在しているのは明らかである。それに対してグラスランは、フィジオクラートとは異なる論拠によって、最貧層以外の全ての人々が、国家による保護との交換のために支払うべきという解を示した。

だが、むしろ、グラスランは「誰がどれだけの税を支払えるのか？」という問題に取り組んだと捉えるべきであろう。グラスランは、税は補足困難な収入に課すのではなく、各自の担税能力と意思に基づいて行われる消費に対して課すことが、階級や職業の違いを超えて「公平性のルール」に適うものになると考えた。そのために、彼は、財資力の指標とみなす消費能力を各々の担税能力とし、消費の規範性に基づいて消費税の累進性を設定することで、各自の担税能力に合わせようとしたのであった。結果的に、グラスランの累進的消費税は、税は「交換に供する部分に課すのであって、受取る部分には課さない」(Graslin [1767] 1911, 200) という彼の理念を体現したものとなっているのである。

V お わ り に

グラスランがこの累進的消費税を提言してから約 10 年後、スミスは税に関する四つの一般原則——各人が能力すなわち収入に比例して納めるべきとする公平性、税額あるいは税率の明確性、奢侈品に対する消費税が最も都合の良い支払い方法だと例示された便宜性、そして、最小徴税費——を提示した (Smith [1776] 1976, 825-27 / 訳 133-37)。さらにスミスは、自由意思に基づく消費税は「課税の四つの一般原則のうち、はじめの三原則に合致する」が、「第四の原則に反している」と述べた (ibid., 896 / 訳 266)。

このスミスの見解に先立って、グラスランは、消費税の公平性を挙げ、さらに、消費税の利点として「消費税は、納税者の都合の良い瞬間を追い、その時を待ち、決して間違ふことはない」ことと、「税の支払いは自由な消費の結果であり一部分でさえある」(Graslin [1767] 1911, 168-69) ことを、すなわち、明確性と便宜性に相当する特徴を指摘していた。そして、グラスランも

勿論スミスと同様に消費税の徴税費用の問題点を認めた。つまり、グラスランは消費税についてスミスとほぼ同じ認識を持っていたことになる。

しかし、スミスと異なるのは、グラスランは消費税の徴税費用を、それ以外の3つの利点とは異なる「問題点」のままにできなかったことである。グラスランは、国民が国家による保護、安全、公正、分配の平等を買うために必要な費用という意義を、消費税の徴税費用の中に見出すことで、徴税費用という現実的な問題を消費税の理論の中に組み込んで捉えようとしたのである。

生存に必要な必需品には課さずに、それを超えて奢侈品に至る規範性に依じて、消費における効用享受の度合に比例させようとしたグラスランの累進的消費税が、仮に実現していたなら、たとえ煩雑で徴税費用が必要であるとしても、特権階級から得られた税収は当時の逼迫した財政を再建する一助となった可能性は否定できないのではないだろうか。結局、グラスランの累進的消費税案は実現しなかった。それでも、主観価値理論の規範的な側面を論拠として免税特権階級にまで及ぶ累進的消費税の提言である『分析試論』がグラスランによって公表されると、フィジオクラートが発行する新聞雑誌では批判的見解を掲載したが、グラスランの主張を賞賛する新聞雑誌も存在し、共に論議を呼んでいたのである (Orain 2008 a, 63)。

(山本英子：早稲田大学大学院博士課程)

参 考 文 献

- Baudeau, N. and J.-J.-L. Graslin. 1777. *Correspondance entre M. Graslin, de l'Académie de St. Pétersburg, Auteur de l'Essai Analitique sur la Richesse & l'Impot. Et M. l'Abbé Baudeau, Auteur des Ephémérides du Citoyen. Sur un des Principes fondamentaux de la Doctrine des soi-disants Philosophiques Économistes*. London/Paris: Chez Onfroy.
- Cantillon, R. [1734] 1755. *Essai sur la nature du commerce en général*. Traduit de l'anglois. Londres [Paris?]: Fletcher Gyles. 津田内匠訳『商業試論』名古屋大学出版会, 1992.
- Du Pont de Nemours, P. S. [1768] 1910. *De l'origine et des progrès d'une science nouvelle*. Paris: Paul Geuthner.
- . 1844 Notice historique sur la vie et les œuvres de Turgot. *Œuvres de Turgot—Nouvelle éd.*, vol. 1. Paris: Guillaumin, 1844.
- Dubois, A. 1911. Introduction. *Essai Analitique sur la Richesse et sur l'impôt*. Paris: Paul Geuthner.
- Faccarello, G. 2008. Galimatic simple ou galimatias double? Sur la problématique de Graslin. In *Graslin: Le temps des Lumières à Nantes*, ed. by P. Le Pichon et A. Orain. Rennes: Presses Universitaires de Rennes.
- . 2009. The Enigmatic Mr Graslin. A Rousseauist Bedrock for Classical Economics? *European Journal of the History of Economic Thoughts* 16 (1): 1-40.
- Galiani, F. [1751] 1803. Della Moneta. In *Scrittori Classici Italiani di Economia Politica Parte Moderna*, ed. by P. Custodi, Tomo III. Milano: Destefanis.
- Graslin, J.-J.-L. [1767] 1911. *Essai Analitique sur la Richesse et sur l'impôt*. Paris: Paul Geuthner.
- Hume, D. 1888. *Oeuvre économique*, ed. by L. Say. Paris: Guillaumin.
- Jevons, W. S. 1871. *The Theory of Political Economy*. London and New York: Macmillan. 小泉信三・寺尾琢磨・永田清訳『経済学の理論』日本経済評論社, 1981.
- Mably, G. B. d'Abbé. 1763. *Entretiens de Phocion, sur le rapport de la morale avec la politique; traduits du grec de Nicoclès, avec des remarques*. Amsterdam. 貴田晃・野沢協訳「フォシオン対談」『啓蒙のユートピアⅡ』

- 法政大学出版局, 2008.
- Maherzi, D. 2008. Introduction to *Essai Analytique sur la Richesse et sur l'Impôt*, by J.-J.-L. Graslin. Paris: L'Harmattan.
- Orain, A. 2006. «Équilibre» et fiscalité au Siècle des Lumières: L'économie politique de Jean-Joseph-Louis Graslin. *Revue Économique* 57:955-81.
- . 2008a. Jean-Joseph-Louis Graslin (1727-1790): Un itinéraire dans son siècle. In *Graslin: Le temps des Lumières à Nantes*, ed. by P. Le Pichon et A. Orain. Rennes: Presses Universitaires de Rennes.
- . 2008b. Graslin et les physiocrates. Les controverses sur la valeur, l'équilibre et la fiscalité. In *Graslin: Le temps des Lumières à Nantes*, ed. by P. Le Pichon et A. Orain. Rennes, France: Presses Universitaires de Rennes.
- . 2010. Progressive Indirect Taxation and Social Justice in Eighteenth-century France: Forbonnais and Graslin's Fiscal System. *European Journal of the History of Economic Thoughts* 17 (4): 659-85.
- Quesnay, F. [1756] 1888. Fermiers (Extrait de l'Encyclopédie). In *Œuvres Économiques et philosophiques de F. Quesnay, fondateur du système physiocratique*, ed. by A. Oncken. Francfort: J. Baer, Paris: J. Peelman. 島津亮二・菱山泉訳「小作人論」『ケネー全集 第2巻』有斐閣, 1952.
- . [1757] 1768. Grains (Extrait de l'Encyclopédie). In *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, fondateur du système physiocratique*, ed. by A. Oncken. Francfort: J. Baer, Paris: J. Peelman. 島津亮二, 菱山泉訳「穀物論」『ケネー全集 第2巻』有斐閣, 1952.
- . [1758?] 1908. Impôts (Economie Politique) par Quesnay, Article inédit, avec notes de Turgot. In *Revue de l'histoire des Doctrines économiques et sociales*, Vol. I, ed. by G. Schelle. Paris: Armand Colin. 坂田太郎訳「租税論」『ケネー『経済表』以前の諸論稿』春秋社, 1950.
- . [1767] 1768. *Maximes Générales du Gouvernement Économique d'un Royaume Agricole. Notes sur les Maximes*. In Du Pont de Nemours, P. S. 1768. *Physiocratie, ou, Constitution naturelle du gouvernement le plus avantageux au genre humain*. Leyde, Paris: Merlin. 平田清明, 井上泰夫訳「農業王国の経済統治の一般準則とそれら準則に関する注」『経済表』岩波文庫, 2013.
- Smith, A. [1776] 1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, vol. II, ed. by R. H. Campbell and A. S. Skinner. Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press. 杉山忠平・水田洋訳『国富論』(四)〔全4冊〕岩波書店, [2001] 2004.
- Turgot, A. R. J. [1753-54] 1913. Plan d'un Ouvrage sur le Commerce, la Circulation et l'intérêt de l'argent, la Richesse des États. In *Œuvres de Turgot*, vol. I, ed. by G. Schelle. Paris: Alcan. 津田内匠訳「商業, 貨幣流通と利子, 諸国家の富にかんする著述プラン」『チュルゴ経済学著作集』岩波書店, 1962.
- . [1766] 1914. Les Réflexions sur la Formation et la Distribution des Richesse. In *Œuvres de Turgot*, vol. II, ed. by G. Schelle. Paris: Alcan, 533-601. 津田内匠訳「富の形成と分配にかんする諸考察」『チュルゴ経済学著作集』岩波書店, 1962.
- . [1767] 1914. Observation sur les Mémoires récompensés par la Société d'Agriculture de Limoges, 1. Sur le Mémoires de Graslin, 2. Sur le Mémoires de Saint-Peravy. In *Œuvres de Turgot*, vol. II, ed. by G. Schelle. Paris: Alcan. 津田内匠訳「リモージュ農業協会から賞を授けられた諸論文にかんする所見 1. グラスランの覚書きについて 2. サン・ペラヴィの覚書きについて」『チュルゴ経済学著作集』岩波書店, 1962.
- . [1769] 1919. Valeurs et Monnaies. In *Œuvres de Turgot*, vol. III, ed. by G. Schelle. Paris: Alcan. 津田内匠訳「価値と貨幣」『チュルゴ経済学著作集』岩波書店, 1962.
- 坂田太郎. 1950.「解説」『ケネー『経済表』以前の諸論稿』春秋社.
- 島 恭彦. 1937.「チュルゴの租税論(上)」『経済論叢』45(4): 90-105.
- 菱山 泉. 1961.『重農学説と『経済表』の研究』有信堂.
- 山本英子. 2016.「チュルゴとグラスランの主観価値理論」『経済学史研究』58(1): 21-48.
- . 2019.「ダイヤモンド・パラドックス—フォルボネとグラスランの1767年における『到達度』」『BUL-

LETIN』(日仏経済学会) 31:29-40.

- 米田昇平. 2005.『欲求と秩序—18世紀フランス経済学の展開』昭和堂.
——. 2016.『経済学の起源—フランス 欲望の経済思想』京都大学出版会.
渡辺輝雄. 1961.『創設者の経済学』未来社.

Graslin's Progressive Consumption Tax Theory: The Normativeness of the Consumption and Taxpaying Capacity

Eiko Yamamoto

Abstract:

This paper discusses Graslin's progressive consumption tax theory proposed for the reconstruction of tough fiscal conditions in France in 1767. Graslin criticised the single tax on land Physiocrats demanded because it narrowed taxable objects due to the distinction between 'productive' and 'sterile.'

A direct tax on income at a fixed rate is disadvantageous to poor people; in the case of progressive rates, there will be apathy toward economic activity. At that time, it was difficult to estimate individual income or wealth of all classes accurately, including of tax-exempt classes. Therefore, Graslin considered that individual consumption capacity was an indicator of income level. A tax imposed in proportion to consumption capacity and normativeness, namely, the level of items' importance for survival, would be fair and efficient for an increase in revenue. In Graslin's progressive consumption tax system, necessities are not taxed; however, the more luxurious the item, the higher the consumption tax.

Furthermore, hoping for multiplier effects, Graslin linked the effects of consumption tax and tariffs. While Graslin acknowledged Cantillon's cycle theory, Graslin noted that Cantillon did not consider tariffs in the downturn of an economic cycle. Although tariffs raised the prices of luxury goods, the government would increase revenue through the consumption tax paid mainly by wealthy people.

This logic conforms to the Ramsey rule. For wealthy people, Graslin regarded luxuries to maintain their pride as their necessities. For this reason, he considered luxury goods to have low price elasticity of demand. Thus, wealthy people's consumption of luxuries would not decrease even if their real income decreased.

JEL classification numbers: B 11, B 31, H 22.